

令和3年6月定例会議事録

令和3年
第6回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年6月8日(火) 午後7時～午後7時25分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(13名)

2番 田中 敏信	3番 伊藤 克巳	5番 大井 幸男
6番 花村 直良	7番 森川 朝子	9番 時田 昌子
10番 山田 倉造	11番 浅野 喜代子	12番 服部 春彦
13番 佐藤 文恵	14番 宮田 圭	15番 大曾根 佳明
16番 岩田 悟		

4. 欠席委員(3名)

1番 西川 ひとみ	4番 石原 晃	8番 加藤 芳正
-----------	---------	----------

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名者の指名について
- 第 2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第 7 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第 8 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男

農政課長 安田 裕治 農政企画担当課長(兼)農政係長 柴田 真佐雄

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第6回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、9番委員及び10番委員を指名する。

第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号16番、18番及び19番を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号16番は、農地の売買であり、申請地は、面積110㎡の1筆、市街化区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が42.6アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅の隣地であり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

次に、番号18番と19番は関連した案件のため、まとめて説明させていただきます。

番号18番と19番は両方とも申請人は同じであり、父親から息子へ所有権移転と使用貸借権の設定を行うものです。息子の経営面積は現時点では0㎡ですが、今回のこの2つの申請により58.04アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たすこととなり

ます。なお、農地を経営するのは今回が初めてではありますが、これまでも父親の農業の手伝いをしており、農業機械等についても父親から借りて、稲作を行っていくとのことでした。

それでは、番号18番から順に説明いたします。18番は農地の贈与で、申請地は面積1,368㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

申請地は自宅から約15.6km、車で約30分の場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号19番は農地の使用貸借権の設定で、申請地は合計面積4,436㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

申請地は自宅から約15.8km、車で約30分の場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上3件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第19号の内、番号16番、18番及び19番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第19号の内、番号16番、18番及び19番については、許可決定いたします。」

続いて、議案第19号の内、番号17番を上程するが、議席番号〇〇番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 局長補佐 「番号17番は、農地の贈与です。申請地は、合計面積1,494㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。
譲受人は、経営面積が178.7アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
また、申請地は自宅から約800mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上1件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第19号の内、番号17番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第19号の内、番号17番については、許可決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

第3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「『議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。」

○農地係長 「番号5番については、転用事業者は、申請地を農家住宅の庭として使用したいとの申請です。」

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地は既に農家住宅の庭として使用されているため、追認での許可となります。申請地の北側は宅地、東側は道路、南側は畑、西側は水路となっておりますが、南側の畑との境界にはブロックが既に設置されているため、周囲の営農には支障のない状態となっております。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「今回の申請地は分筆して行うのですか。」

○農地係長 「もともと分筆されており、既に建っている農家住宅の庭として使用されておりました。」

○議長 「他にご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第20号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第20号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「『議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号19番については、転用事業者は、申請地を取得して、南側にある墓地墓参者の駐車場として使用したいとの申請です。なお、申請地は農業振興地域内農用地区域内の農地でありましたが、令和3年5月12日に既に除外の手続き済みとなっています。

申請地は、区域内の農地がおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり、原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は田となっています。周囲に柵は設けませんが、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号20番については、転用事業者は、父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の東側及び北側は畑、西側は宅地、南側は道路となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号21番については、転用事業者は、父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側、東側及び西側は道路、南側は畑となっており、周囲にはブロック擁壁を設け、周囲の営農に支障のないようにします。

以上3件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第21号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第21号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』を上程するが、議席番号〇〇番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号452番及び453番については、〇〇〇〇が、合計面積1,651㎡について、利用権設定をするものです。
以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第22号の内、番号452番及び453番について、異議がないものとして原案

どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第22号の内、番号452番及び453番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

第6 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。